| | | |
|---|---|---|
| 項第一号及び第二号並びに第十九条の二の二第二項 | | |
| （略） | （略） | （略） |

（運航管理者を船舶に乗り組ませることができる場合）

**第二十一条の五**　法第二十条第二項において準用する法第十条の七第二項ただし書の国土交通省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一　運航管理者を乗り組ませようとする船舶が小型船舶（旅客船を除く。）であつて、当該船舶の航行中は他の船舶を運航しない場合

二　第七条の十一第一項に規定する場合

2　前項第一号の場合において、法第二十条第二項において準用する法第十条の七第二項ただし書の規定により運航管理者を船舶に乗り組ませようとする者は、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　当該運航管理者及び当該運航管理者と常時連絡を取ることができる従業者に対し、国土交通大臣が告示で定めるところにより、あらかじめ、国土交通大臣が告示で定める基準に適合する講習を受講させ、これらの者が当該講習を修了したことを証する書類を所轄地方運輸局長に提出すること。

二　当該運航管理者がその職務を行つている間は、当該従業者を事務所その他の適切な場所に配置すること。

3　第七条の十一第二項の規定は、第一項第二号の場合において、法第二十条第二項において準用する法第十条の七第二項ただし書の規定により運航管理者を船舶に乗り組ませようとする者について準用する。

（準用規定）

**第二十一条の六**　第七条の二、第七条の四から第七条の十まで、第十九条の二、第十九条の二の二、第二十条の二から第二十条の四まで及び第二十条の七の規定は、内航貨客定期航路事業及び当該事業の登録について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | | |
|---|---|---|
| 第十九条の二第一項第二号及び第十九条の二の二第三項 | 法第十七条 | 法第二十条第二項において準用する法第十九条の十四 |
| （略） | （略） | （略） |

2　（略）

| | | |
|---|---|---|
| | | （新設） |
| （略） | （略） | （略） |

（準用規定）

**第二十一条の五**　第七条の二、第七条の四から第七条の六まで、第十九条の二、第十九条の二の二、第二十条の二から第二十条の四まで及び第二十条の七の規定は、内航貨客定期航路事業及び当該事業の登録について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 第七条の四の三第一号イ | 旅客船 | | 船舶 |
| 第七条の四の三第一号ロ | 規模の旅客定期航路事業 | | 規模の内航貨客定期航路事業 |
| 第七条の四の三第一号ハ | 総トン数百トン未満の旅客船 | 船舶 | 当該船舶 |
| | 当該旅客船 | | |
| 第十九条の二第一項第二号及び第十九条の二の二第三項 | 法第十七条 | | 法第二十条第二項において準用する法第十九条の十四 |
| （略） | （略） | | （略） |

2　（略）